

千葉県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			1.2E+0	6.1E+1	61.9
64	エトフェンプロックス	6.8E+1	3.1E+1	1.7E+1	4.7E+1	163.2
117	テブコナゾール				4.8E+0	4.8
139	トラロメトリン			1.7E+1	3.6E+0	20.5
140	フェンプロパトリン			8.0E+0		8.0
153	テトラメトリン	7.3E+2	1.7E+1	6.6E+2	1.8E-1	1,404.8
181	ジクロロベンゼン	1.6E+3	4.6E+2			2,017.0
225	トリクロルホン		1.6E+1			15.9
248	ダイアジノン		1.7E+0			1.7
251	フェニトロチオン		4.2E+2	1.0E+1		429.9
252	フェンチオン	1.6E+1	1.5E+2	1.6E+1		186.2
256	デカン酸				7.0E+0	7.0
350	ペルメトリン	9.1E+1	8.5E+1	5.5E+1	9.9E+1	330.1
405	ほう素化合物		1.7E-1	1.5E+2	2.2E+0	154.4
427	カルバリル			5.8E+2		575.3
428	フェノブカルブ			3.7E+2	2.7E+2	639.6
457	ジクロールボス	3.3E+2	1.5E+3			1,847.7
合 計		2.8E+3	2.7E+3	1.9E+3	4.9E+2	7868.0

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等